

議事要旨(6) 退職給付専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）及び中根研究員より、退職給付専門委員会における「論点整理」の検討状況について、文案に基づいて説明がなされた。その後、次のような質疑応答が行われた。

全体的なコメント

- 退職給付会計は複雑であるが、その中で整合性をいかにとるかという点が重要であり、論点整理で列挙した論点の中で、どれを取り上げるべきかのコメントを求めていることが明確となるような建付けにすべきであるとの意見があった。事務局からは、意見を踏まえ、また、各論点の繋がり等がわかり易い文案とするように検討をしたい旨の回答がなされた。

【論点1】退職給付債務及び勤務費用の測定方法について

- 文案では、給付見込額の期間帰属の方法について、我が国の期間定額基準を国際的な会計基準の原則的な方法である給付算定式に基づき各期に帰属させる方法と比較し、否定的に位置づけているのではないかという質問があった。これに対して事務局より、論点整理の段階では広く意見を聞くことが目的であり、国際的な会計基準との相違点などを幅広く列挙したに過ぎず、今後、受領するコメントを踏まえて方向性を検討することになる旨の回答がなされた。
- ポイント制の下では、退職給付債務の算定にあたって累積ポイント等の計算に昇進等を見積って織り込む必要があるが、支給倍率や勤続年数に基づいて退職給付を支給する制度と比べて算定の精度等に差異が生じうるのか、検討をしてほしいという意見があった。

【論点2】年金資産の会計処理について

- 退職給付信託の論点の問題の所在は、国際財務報告基準においては年金資産とされないという点にあるのか、あるいは他の点にあるのかという質問があった。これに対して事務局より、退職給付信託が退職給付に充てられるのか否かという視点などから、個々の退職給付信託の実態によっては年金資産とすべきではないという見方があるとした上で、この論点については逆の見方もあるため、両論を示している旨の回答がなされた。

【論点10】退職給付以外の従業員給付について

- 有給休暇引当金の論点は、退職給付会計の検討の対象外とすべきであるという意見がある一方で、別の委員からは、退職後の医療給付の負担等の論点については、日本で議論をした経緯がなく、国際的な会計基準との相違を解消するためにも、この機会に議論を行っても良いのではないかとの意見があった。これに対して事務局より、退職給付以外の従業員給付に関する論点については、意見を踏まえて文案の検討を行う旨の回答がなされた。

その他

- 退職給付会計は、雇用慣行や金融取引に影響を与え兼ねないものであるため、専門委員会ではその点を踏まえ、慎重に議論を進めて頂きたいという意見があった。

以上